

障害者スポーツについて

(スライド3)

- スポーツ庁は、スポーツ基本法の理念(スポーツ自体の振興にとどまらず、スポーツを通じた健康増進や地域活性化、国際的地位の向上、共生社会の実現など、スポーツを通じた社会の発展を図っていくこと)を実現するための組織として、平成27年に発足。現在、平成29年度を初年度とする5か年計画である第2期スポーツ基本計画に基づき施策を推進。
  
- 同計画において、障害者スポーツに係る目標値として、成人の障害者のうち週に1回以上スポーツを行う者の割合40%以上等となることを目指している。

(スライド4)

- なお、スポーツ庁が考えている「スポーツ」とは、競技性のあるものだけを指しているものではなく、過大な負荷をかけずとも、上手ではなくとも、楽しみながら体を動かすことを「スポーツ」と捉えている。福祉関係業界でレクリエーションとされる範囲も含んでおり、このような意味のスポーツについて、より多くの人に楽しみや効果を享受してもらいたいと考えている。

(スライド6～8)

- 令和元年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は25.3%。1年間にスポーツ・レクリエーションを全く行っていない者が6割近くいることや、スポーツ・レクリエーションを実施するに当たっての主な障壁として、「金銭的な余裕がない」「時間がない」「体力がない」のほか、「交通手段・移動手段がない」等が掲げられており、スポーツ行政の関係者だけでなく、福祉行政関係者との連携を密にして、社会の側にある障壁を解消するための取組を推進することが必要。引き続き御理解御協力をお願いする。

(スライド10～)

- これらを受け、スポーツ庁においては、令和2年度において、
  - ①障害者スポーツに関する推進体制づくりや障壁の解消に取り組む「障害者スポーツ推進プロジェクト」(スライド12～15)、
  - ②2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとして、特別

支援学校も巻き込んだ地域のスポーツ環境づくりを行う「Special プロジェクト 2020」（スライド 16）、

③日本障がい者スポーツ協会補助（スライド 17）、

④全国障害者スポーツ大会の主催（スライド 18）

等の事業を行う予定。

- なお、平成 26 年度に厚生労働省から障害者スポーツ関係事業を移管した際の役割分担（スライド 11）に基づき、地方公共団体一般に対する補助はスポーツ庁では担当していないが、障害者スポーツ推進プロジェクト等におけるモデル事業では、いくつかの地方公共団体への委託事業として実施いただいている。これらの事業の実績等については、配布資料に記載したスポーツ庁ホームページに概要を掲載しているので、各地方公共団体における関連施策の検討に当たって参考としていただきたい。（スライド 20～24）